

「九州・山口9県災害時応援協定」の改定について

【改定理由】

1 応援の種類を追加

平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨の経験を踏まえ、災害時に行う応援の種類を追加

2 協定の位置づけの明確化

災害時の広域応援に関わる基本協定としての位置づけを明確化

| 現 行 | 改 定 後 |
|--|--|
| <p>(応援の種類) 第5条 応援の種類は、次のとおりとする。 一 職員の派遣 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供 三 避難施設及び住宅の提供 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保 五 医療支援 六 その他応援のため必要な事項</p> | <p>(応援の種類) 第5条 応援の種類は、次のとおりとする。 一 職員の派遣 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供 三 避難施設及び住宅の提供 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保 五 医療支援 六 物資集積拠点の確保 七 災害廃棄物の処理支援 八 その他応援のため必要な事項</p> |
| <p>(他の協定との関係) 第11条 この協定は、各県が個別に締結する災害時の相互応援協定を妨げるものではない。</p> | <p>(補則) 第11条 <u>この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。</u></p> |
| <p>(その他) 第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。</p> | <p><u>2 この協定は、各県が個別に締結する災害時の相互応援協定を妨げるものではない。</u></p> |